

特定非営利活動法人ソフィアキッズクリエイト定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人ソフィアキッズクリエイトという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を神奈川県横浜市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、児童を対象とした放課後児童の預かりに関する事業や、児童とその保護者及び市民一般を対象とした体験学習や交流に関する事業を行い、児童の健全な育成と地域コミュニティの創造に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
 - (2) 子どもの健全育成を図る活動
 - (3) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- (事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 放課後児童の預かりに関する事業
- (2) 放課後児童及び保護者を対象としたイベント、講演会等の事業
- (3) 地域のコミュニティ創造事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
 - (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、活動を支援するために入会した個人及び団体
- (入会)

第7条 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、そのものが前条に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上6人以下

(2) 監事 1人以上2人以下

2 理事のうち、1人を理事長とし、1人を副理事長とすることができる。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を執行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第 17 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 18 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 5 章 総会

(種別)

第 19 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 20 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 21 条 総会は、次の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び予算に関する事項

(5) 事業報告及び決算に関する事項

(6) 役員の選任等に関する事項

(7) 入会金及び会費に関する事項

(8) 長期借入金に関する事項

(9) 事務局の組織等に関する事項

(10) その他この法人の運営に関する重要事項

(開催)

第 22 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第 15 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 23 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 24 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 25 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 26 条 総会における議決事項は、第 23 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 27 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 25 条、前条第 2 項、次条第 1 項第 2 号及び第 48 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 28 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者があつた場合には、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名押印しなければならない。

3 前 2 項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があつたものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があつたものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務者の氏名

第 6 章 理事会

(構成)

第 29 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 30 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 31 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があつたとき。

(3) 第 15 条第 4 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があつたとき。

(招集)

第 32 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から7日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第33条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第34条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第32条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第34条及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 42 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の 1 種とする。

(事業計画及び予算)

第 43 条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 44 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(事業報告及び決算)

第 45 条 この法人の事業報告及び決算は、毎事業年度ごとに理事長が事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を経て、その年度終了後 3 か月以内に総会の承認を得なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 46 条 この法人の事業年度は、毎年 1 1 月 1 日に始まり翌年 1 0 月 3 1 日に終わる。

(長期借入金)

第 47 条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収益をもって償還する短期借入金を除き、総会の承認を得なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 48 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に掲げる事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 49 条 この法人は、法第 31 条第 1 項に掲げる事由により解散する。

2 法第 31 条第 1 項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 この法人が解散(破産手続開始の決定による解散を除く。)したときの清算人は、総会において選任する場合を除き、理事が清算人となる。

(残余財産の帰属)

第 50 条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に規定する法人のうちから総会において選定したものに帰属するものとする。

(合併)

第 51 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 52 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第 10 章 事務局

(事務局の設置等)

第 53 条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を置くことができる。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。

3 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 11 章 雑則

(細則)

第 54 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	大村 海士
理事	菊池 涼子
理事	早川 尚吾
監事	大木 文子

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から令和 9 年 1 0 月 3 1 日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第 43 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第 46 条の規定にかかわらず、成立の日から令和 8 年 1 0 月 3 1 日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金

正 会 員	個人	0 円	団体	0 円
賛助会員	個人	0 円	団体	0 円

(2) 年会費

正 会 員	個人	1, 0 0 0 円	団体	1 0, 0 0 0 円
賛助会員	個人	1 口 1 0, 0 0 0 円 (1 口以上)		
	団体	1 口 5 0, 0 0 0 円 (1 口以上)		

(設 立 認 証 申 請 用)

役 員 名 簿

フリガナ	トクテイヒエイリカツドウホウジンソフィアキッズクリエイト
特定非営利活動法人の名称	特定非営利活動法人ソフィアキッズクリエイト

役 名	フリガナ 氏 名	住 所 又 は 居 所	報酬の有無	備 考
理事	オオムラ カイシ 大村 海士		無	理事長
理事	キクチ リョウコ 菊池 涼子		無	
理事	ハヤカワ ショウゴ 早川 尚吾		無	
監事	オオキ フミコ 大木 文子		無	

◇ 役員は、法第20条の欠格事由に該当しないこと、法第21条による親族規定に反しないことが必要です。

◇親族規定の考え方

役員総数が5人以下の場合、配偶者も三親等以内の親族（以下、「親族等」といいます。）（※）も含むことはできません。

役員総数が6人以上の場合、各役員につき、1人だけ親族等を含むことができます。

（※）三親等以内の親族

父母、子、祖父母、孫、伯叔父母、甥姪（血族及び姻族とも）（6ページ参照）

◇ 役員報酬を受けることができる者は、役員総数の3分の1以下です。

設 立 趣 旨 書

近年、核家族化や共働き家庭の増加により、放課後の児童が安心して過ごすことのできる居場所の確保が大きな社会課題となっています。家庭においては保護者の就労時間が延び、学校においても学習活動やクラブ活動の多様化が進む中で、放課後の時間をどのように過ごすかは、児童の健全な成長に大きな影響を与える重要な問題です。

しかし現実には、地域によっては放課後キッズの児童数が飽和状態であること、それを補う学童保育施設や放課後児童クラブの受け入れ枠も不足しており、そういった環境面や居場所の不足から児童が家庭で孤独に過ごすケースも少なくありません。また、地域社会においても、世代間交流や住民同士のつながりが希薄化し、子育てを家庭だけに委ねざるを得ない状況が増加しています。

一方で、地域には豊富な人材や経験を持つ高齢者、子育て経験者、地域団体などが存在し、これらの力を結集することで、児童の健全育成と能動的に地域社会と関わっていくことで、地域全体の活性化を実現できる可能性があります。しかし、こうした資源をつなぐ仕組みが十分に整っていないことが現状の課題です。

以上のような課題を背景に、私たちは、放課後の児童に対して安全で安心できる環境を提供するとともに、学習・文化・交流活動を通じて、心身の健全な育成を図ることを目的とした活動を行います。あわせて、地域住民が世代を超えて交流できるコミュニティ活動を推進することで、児童の孤立を防ぎ、地域における支え合いの仕組みを築き、地域の活性化を目指します。

私どもは、令和5年から、児童教育、環境教育に関する実務家が集い、児童の健全な育成、保護者の子育て支援、地域社会のつながりの強化、地域の環境や人材の活用支援などを課題とする調査や研究を進めて参りました。そして、以下に掲げる成果を目指して、この活動を継続発展させることを決定しました。

- ① 子どもたちが安全に成長できる環境を整備し、能力向上と健全な人格形成を支援する。
- ② 保護者が安心して働き、生活を営むことができる地域社会を実現する。
- ③ 社会的弱者を含んだ地域住民が活躍し、地域の教育力・福祉力を高める場を創造する。
- ④ 高齢者を含む地域住民と児童のコミュニティを構築し、持続可能で安心できる地域社会を形成する。

今後更に、趣旨に賛同する人々のもとでネットワークを広げ、広く市民の方々にご理解と支援を頂きながら継続的に活動し、その活動の継続・拡大と、社会的な信用を得る為に、これを特定非営利活動法人として設立するものです。不特定かつ多数のものの利益に寄与することを目的とすることから、特定非営利活動法人の法人格を選択しました。

令和7年11月8日

法人の名称 特定非営利活動法人ソフィアキッズクリエイト

設立代表者 大村 海士

令和 7 年 度 事 業 計 画 書

特定非営利活動法人ソフィアキッズクリエイト

1 事業活動方針

設立初年度にあたり、事業や法人運営の基盤を確立するために、入会の促進と法人事業の周知に傾注する。放課後児童の預かりに関する事業を中心に実施する。

2 事業内容

(1) 特定非営利活動に係る事業

① 放課後児童の預かりに関する事業

- ・内 容 放課後児童の預かり事業
自然野外活動により子供達の知的好奇心を養う授業や、学習教材やパズル、英語授業により基礎学力の定着をはかる。子供達の人間力向上と健全な人格形成の支援を目的とすると共に、保護者が安心して働き、生活を営むことができる環境を実現することを目指す。
- ・日 時 設立後より、平日の下校時間から 20 時まで、継続的に実施する。
- ・場 所 横浜市戸塚区の施設及び横浜市内の公園
- ・従事者人員 5 人
- ・受益対象者 横浜市戸塚区を中心とする児童やその保護者 約 100 人
- ・支出見込額 10,000,000 円

② 放課後児童及び保護者を対象としたイベント、講演会等の事業

- ・内 容 放課後児童及び保護者を対象に、教育、子育てに関するイベント、子供の進路設計をテーマとする講演会、相談会を実施する。また子供の知的好奇心の向上をテーマとする体験学習会（ワークショップや自然観察会など）を実施する。児童や保護者、地域社会との相互交流を目的とする事業（例えば児童の職業体験、工場見学）を行う。
- ・日 時 通年、イベントや講演会は月 1 回程度、体験学習会は、年 3 回程度実施する。
- ・場 所 この法人の主たる事務所及び横浜市戸塚区の施設
- ・従事者人員 5 人
- ・受益対象者 横浜市戸塚区、保土ケ谷区を中心とする児童やその保護者及び地域の市民 約 200 人
- ・支出見込額 230,000 円

③ 地域のコミュニティ創造事業

- ・内 容 横浜市保土ケ谷区、戸塚区を中心とする児童とその保護者、また地域住民を対象に、子供と地域社会との関わりを促進させるイベント（ゴミ拾いウォーク、バザー）などを開催。自然と地域住民との共生をテーマとしたワークショップ（シーグラスや資源ごみ、廃材を利用）を開催する。古家、空き店舗を利用した地域住民との交流促進の場所を創設する。
- ・日 時 通年、イベントや講演会は月 1 回程度、体験学習会は、年 3 回程度実施する。
- ・場 所 この法人の主たる事務所及び横浜市戸塚区の施設
- ・従事者人員 5 人
- ・受益対象者 横浜市戸塚区、保土ケ谷区を中心とする児童やその保護者及び地域の市民 約 200 人
- ・支出見込額 230,000 円

3 事業実施体制

- (1) 会議に関する事項 通常総会 年 1 回、1 月開催 理事会 年 3 回開催
- (2) 事務局体制 事務局長及びその他の職員は法人設立までに選任する。

令和 8 年 度 事 業 計 画 書

特定非営利活動法人ソフィアキッズクリエイト

1 事業活動方針

設立 2 年目にあたり、会員規模を 2 倍程度に拡充する。引き続き放課後児童の預かりに関する事業を中心に実施する。

2 事業内容

(1) 特定非営利活動に係る事業

① 放課後児童の預かりに関する事業

・内 容 放課後児童の預かり事業

自然野外活動により子供達の知的好奇心を養う授業や、学習教材やパズル、英語授業により基礎学力の定着をはかる。子供達の人間力向上と健全な人格形成の支援を目的とすると共に、保護者が安心して働き、生活を営むことができる環境を実現することを目指す。

・日 時 令和 8 年 1 1 月から、平日の下校時間から 2 0 時まで、継続的に実施する。

・場 所 横浜市戸塚区の施設及び横浜市内の公園

・従事者人員 5 人

・受益対象者 横浜市戸塚区を中心とする児童やその保護者 約 1 0 0 人

・支出見込額 1 0 , 0 0 0 , 0 0 0 円

② 放課後児童及び保護者を対象としたイベント、講演会等の事業

・内 容 放課後児童及び保護者を対象に、教育、子育てに関するイベント、子供の進路設計をテーマとする講演会、相談会を実施する。また子供の知的好奇心の向上をテーマとする体験学習会（ワークショップや自然観察会など）を実施する。児童や保護者、地域社会との相互交流を目的とする事業（例えば児童の職業体験、工場見学）を行う。

・日 時 通年、イベントや講演会は月 1 回程度、体験学習会は、年 3 回程度実施する。

・場 所 この法人の主たる事務所及び横浜市戸塚区の施設

・従事者人員 5 人

・受益対象者 横浜市戸塚区、保土ケ谷区を中心とする児童やその保護者及び地域の市民約 2 0 0 人

・支出見込額 2 3 0 , 0 0 0 円

③ 地域のコミュニティ創造事業

・内 容 横浜市保土ケ谷区、戸塚区を中心とする児童とその保護者、また地域住民を対象に、子供と地域社会との関わりを促進させるイベント（ゴミ拾いウォーク、バザー）などを開催。自然と地域住民との共生をテーマとしたワークショップ（シーグラスや資源ごみ、廃材を利用）を開催する。古家、空き店舗を利用した地域住民との交流促進の場所を創設する。

・日 時 通年、イベントや講演会は月 1 回程度、体験学習会は、年 3 回程度実施する。

・場 所 この法人の主たる事務所及び横浜市戸塚区の施設

・従事者人員 5 人

・受益対象者 横浜市戸塚区、保土ケ谷区を中心とする児童やその保護者及び地域の市民約 2 0 0 人

・支出見込額 2 3 0 , 0 0 0 円

3 事業実施体制

(1) 会議に関する事項 通常総会 年 1 回、1 月開催 理事会 年 3 回開催

(2) 事務局体制 事務局長及びその他の職員は設立初年度から変更なし。

活動予算書

成立の日から令和8年10月31日まで

法人の名称 特定非営利活動法人ソフィアキッズクリエイト

(単位:円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	30,000		
賛助会員受取会費	250,000		
受取会費小計		280,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	1,000,000		
施設等受入評価益	0		
受取寄附金小計		1,000,000	
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	0	0	
4. 事業収益			
放課後児童の預かりに関する事業収益	8,700,000		
放課後児童イベント等の事業収益	550,000		
地域のコミュニティ創造事業収益	360,000		
事業収益小計		9,610,000	
5. その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0	0	
経常収益計			10,890,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	5,000,000		
法定福利費	500,000		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	5,500,000		
(2) その他経費			
外注費(講師派遣費用)	2,000,000		
地代家賃	2,400,000		
印刷製本費	200,000		
車両費	240,000		
雑費	120,000		
その他経費計	4,960,000		
事業費計		10,460,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	60,000		
旅費交通費	60,000		
減価償却費	0		
支払利息	0		
その他経費計	120,000		
管理費計		120,000	
経常費用計			10,580,000
当期経常増減額			310,000
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益		0	
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損		0	
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			310,000
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			310,000

活動予算書

令和8年11月1日から令和9年10月31日まで

法人の名称 特定非営利活動法人ソフィアキッズクリエイト

(単位:円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	40,000		
賛助会員受取会費	250,000		
受取会費小計		290,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	1,000,000		
施設等受入評価益	0		
受取寄附金小計		1,000,000	
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	0	0	
4. 事業収益			
放課後児童の預かりに関する事業収益	9,000,000		
放課後児童イベント等の事業収益	550,000		
地域のコミュニティ創造事業収益	360,000		
事業収益小計		9,910,000	
5. その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0	0	
経常収益計			11,200,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	5,000,000		
法定福利費	500,000		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	5,500,000		
(2) その他経費			
外注費	2,000,000		
旅費交通費	0		
地代家賃	2,400,000		
印刷製本費	200,000		
車両費	240,000		
雑費	120,000		
その他経費計	4,960,000		
事業費計		10,460,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	60,000		
旅費交通費	60,000		
減価償却費	0		
支払利息	0		
その他経費計	120,000		
管理費計		120,000	
経常費用計			10,580,000
当期経常増減額			620,000
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益		0	
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損		0	
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			620,000
前期繰越正味財産額			310,000
次期繰越正味財産額			930,000